

# 地域福祉計画策定状況等について

## I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

### 【調査の概要】

- 調査対象: 1741市町村
- 回答数: 1741市町村(回収率100%)
- 調査時点: 平成28年3月31日現在

## II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

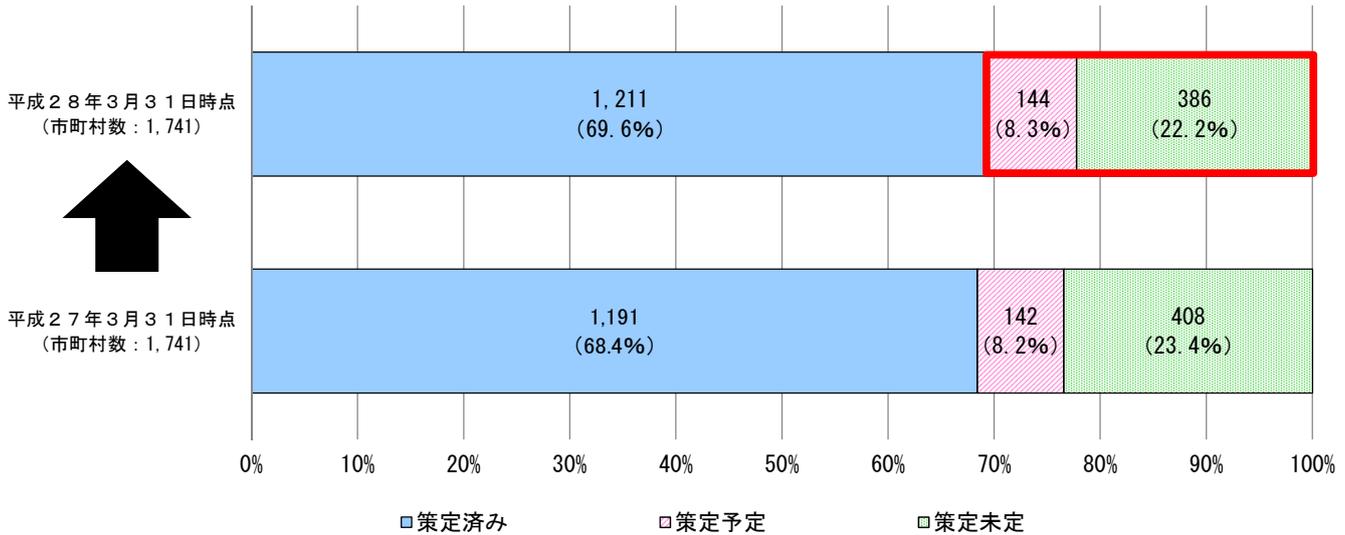
### 【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 平成28年3月31日現在

## <市町村地域福祉計画の策定状況>

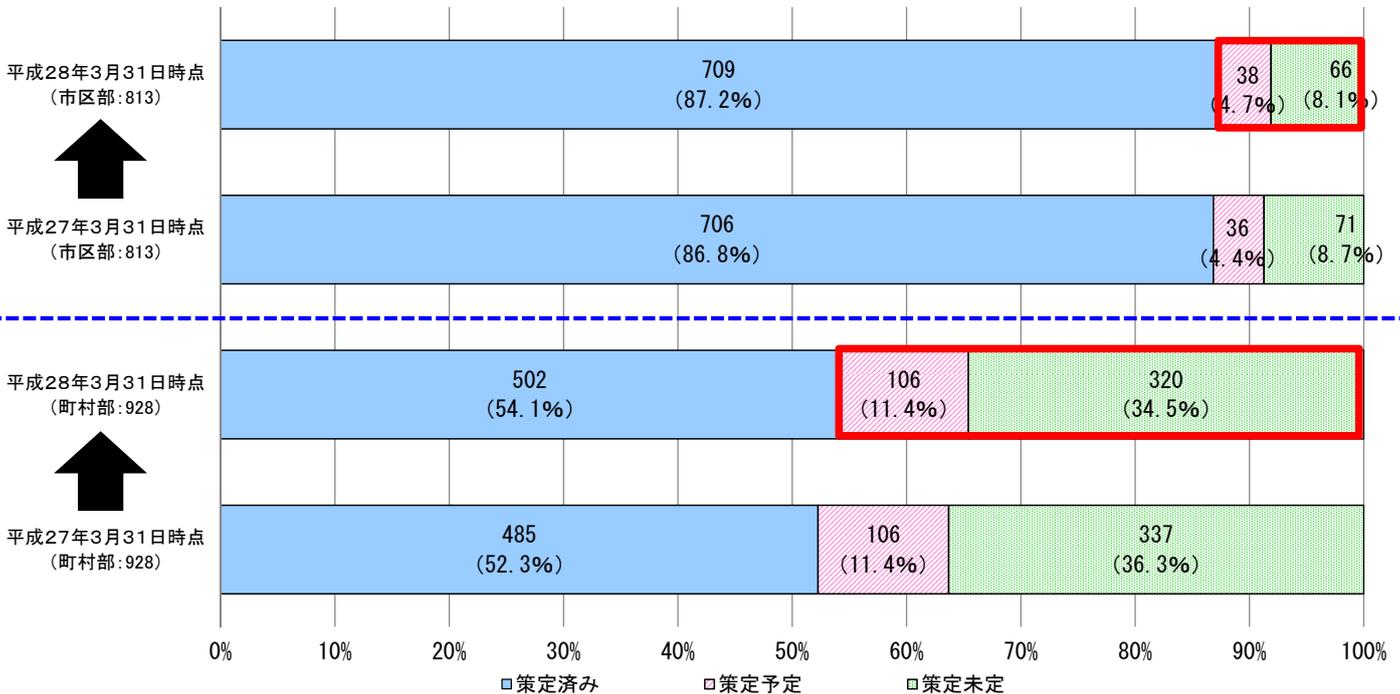
- 「策定済み」市町村は、平成27年3月31日時点調査と比較して20市町村(1.2ポイント)増加して69.6%となった。

市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



## <市区別・町村部別の策定状況>

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は0.4ポイント、町村部は1.8ポイント増加した。
- 一方、策定率を比較すると、市区部(87.2%)と町村部(54.1%)の間には依然として約1.6倍の差が生じている。

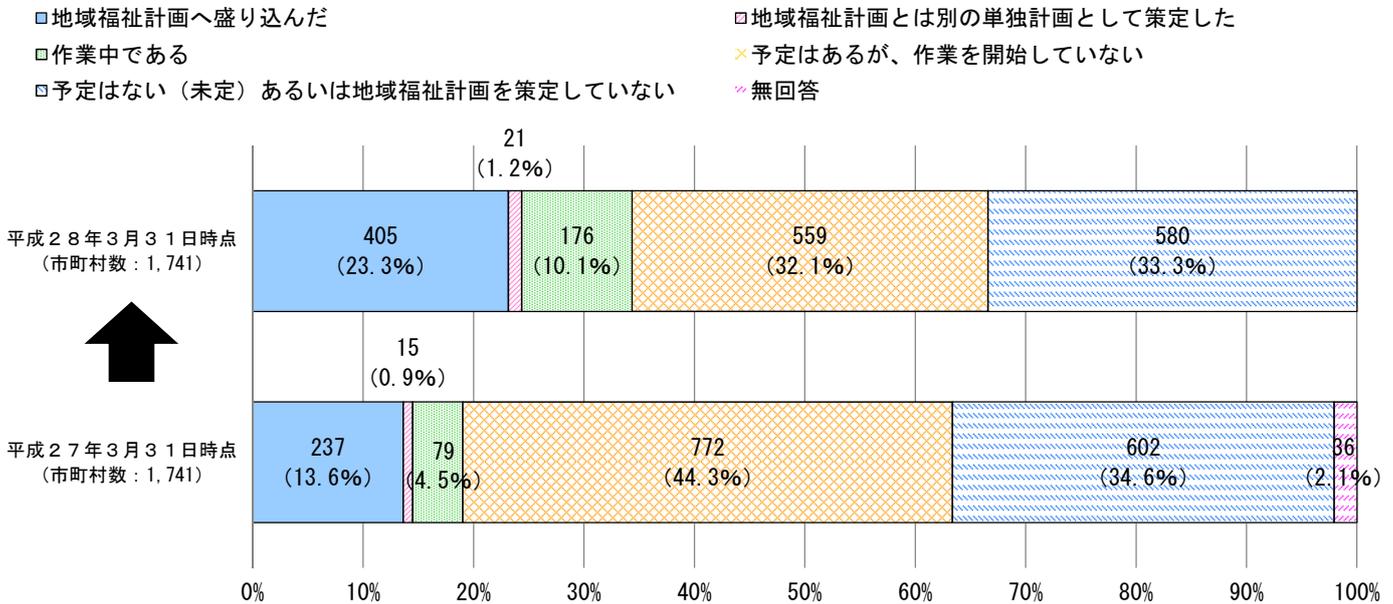


## <市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

### 【盛り込み状況】

- 全1,741市町村のうち、405市町村(23.3%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、「別の単独計画として策定した」「策定中である」を合わせると3割を超える。
- 「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答した市町村の合計が約6割となっている。

全国1,741市町村(東京都特別区を含む)の回答

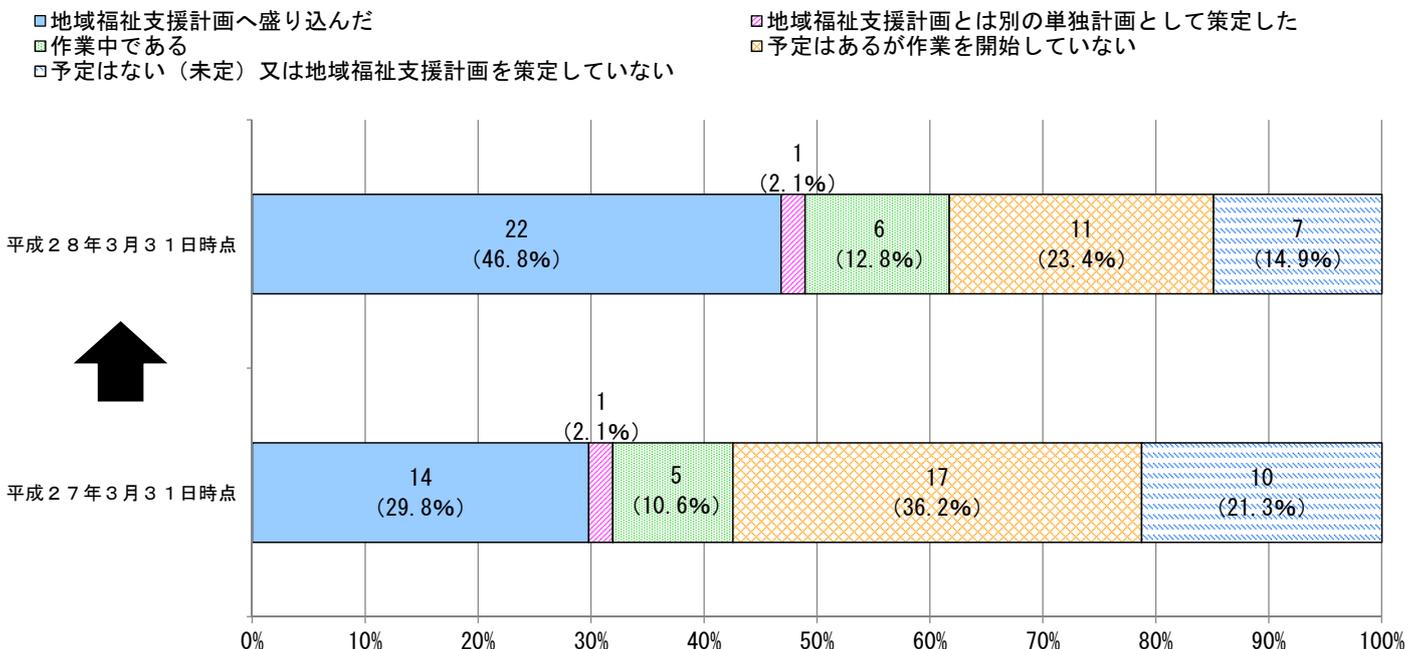


## <都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

### 【盛り込み状況】

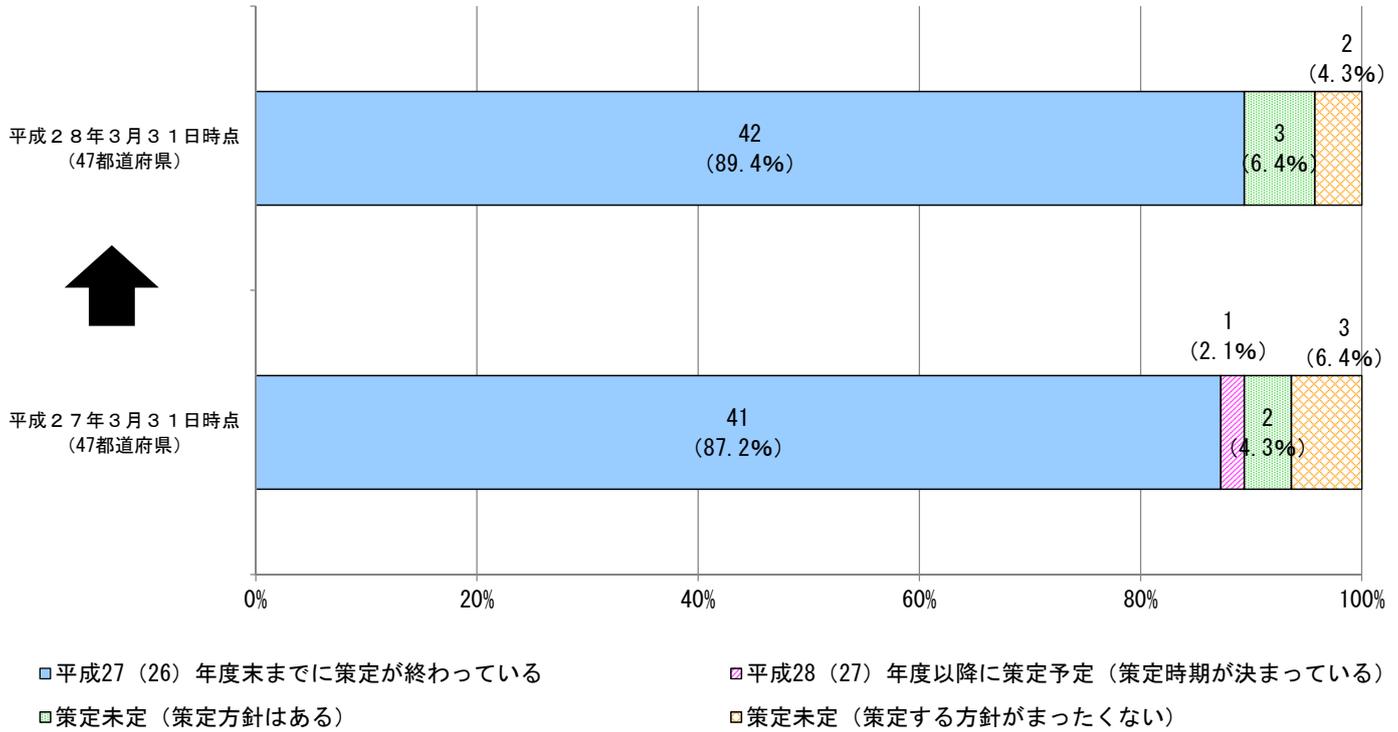
- 全47都道府県の約半数が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答している。
- 一方で、「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答した都道府県は4割弱となっている。

全47都道府県の回答

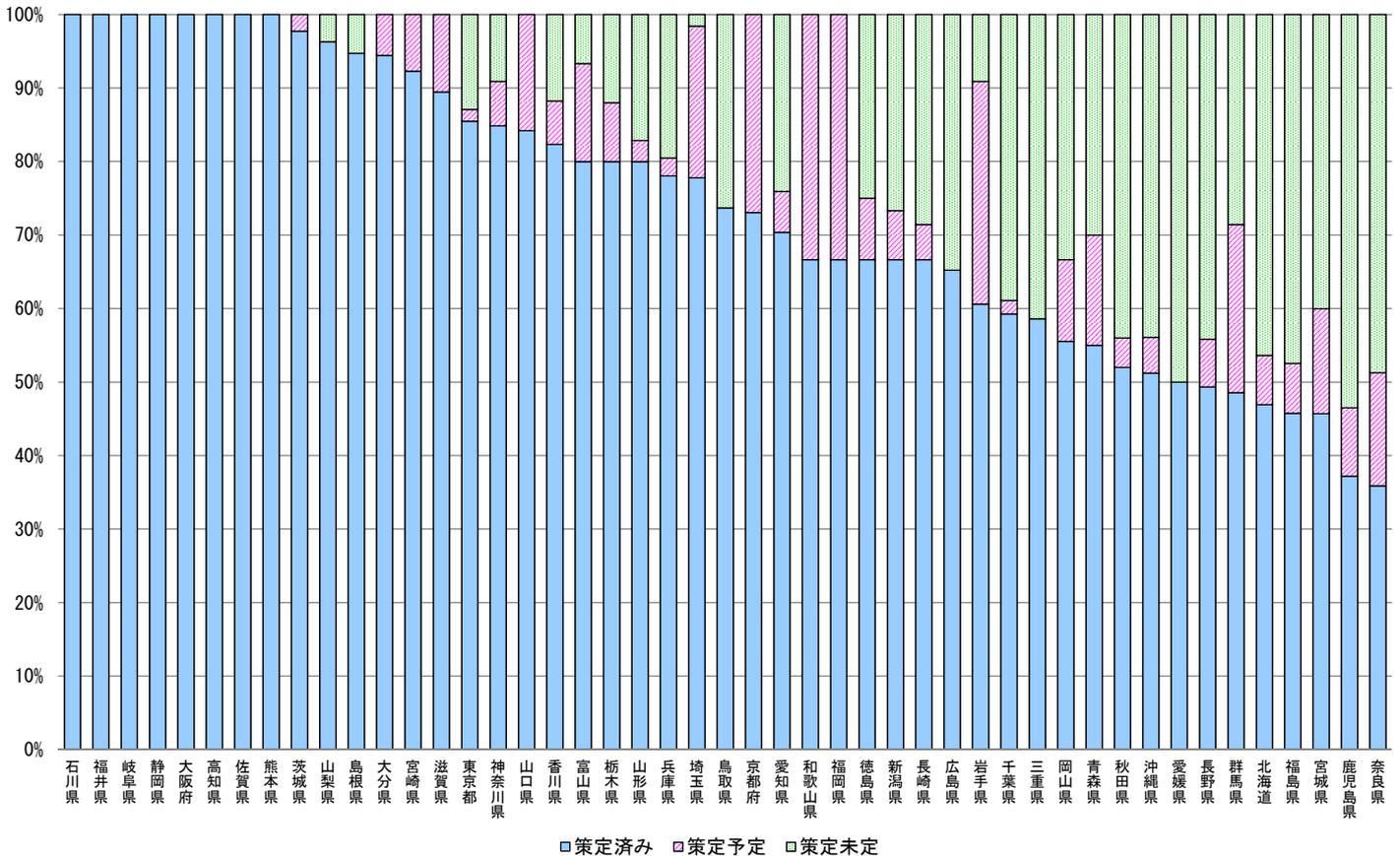


## <都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

- 「策定済み」は42都道府県(89.4%)で、前回調査から2.2ポイント増加した。
- 「策定未定(策定方針はある)」が増え、「策定未定(策定する方針はまったくない)」が減っている。



## <都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況>



## 地域福祉計画未策定の市町村

平成28年3月31日時点

都道府県名	未策定 自治体数	内訳
北海道	95	小樽市 室蘭市 夕張市 岩見沢市 芦別市 赤平市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 新篠津村 松前町 知内町 木古内町 森町 長万部町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 せたな町 二セコ町 喜茂別町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 積丹町 古平町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 沼田町 東神楽町 当麻町 愛別町 東川町 美瑛町 占冠村 和寒町 美深町 音威子府村 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 浜頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻富士町 幌延町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 厚真町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 えりも町 音更町 鹿追町 更別村 広尾町 池田町 豊頃町 陸別町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 羅臼町
青森県	18	弘前市 十和田市 鱒ヶ沢町 深浦町 田舎館村 板柳町 鶴田町 中泊町 野辺地町 六戸町 六ヶ所村 おいらせ町 東通村 風間浦村 佐井村 三戸町 五戸町 新郷村
岩手県	13	一関市 陸前高田市 釜石市 滝沢市 矢巾町 平泉町 山田町 田野畑村 普代村 軽米町 野田村 九戸村 一戸町
宮城県	19	塩竈市 白石市 名取市 角田市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 亘理町 山元町 松島町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 美里町
秋田県	12	能代市 大館市 北秋田市 小坂町 上小阿仁村 藤里町 八峰町 五城目町 八郎潟町 井川町 羽後町 東成瀬村
山形県	7	南陽市 大石田町 金山町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村
福島県	32	喜多方市 相馬市 二本松市 桑折町 大玉村 下郷町 檜枝岐村 只見町 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 柳津町 三島町 金山町 昭和村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 塙町 浅川町 三春町 小野町 広野町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 新地町 飯館村
茨城県	1	八千代町
栃木県	5	益子町 茂木町 野木町 塩谷町 高根沢町
群馬県	18	館林市 富岡市 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 長野原町 草津町 高山村 東吾妻町 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 邑楽町
埼玉県	14	春日部市 蕨市 幸手市 白岡市 三芳町 越生町 小川町 川島町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 寄居町 宮代町

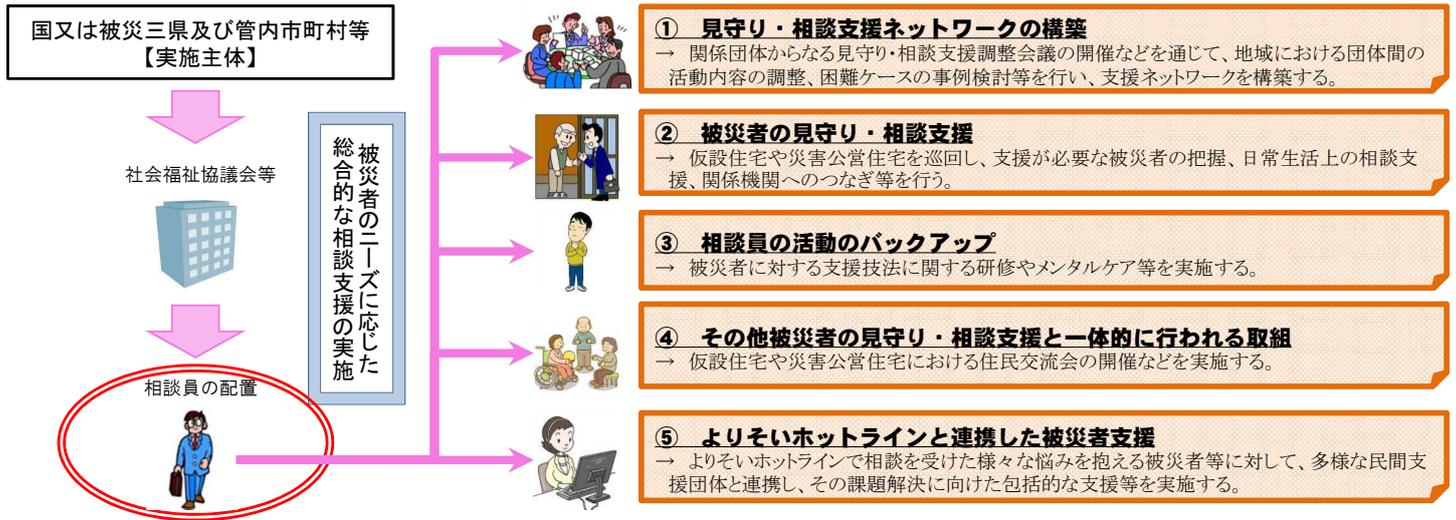
都道府県名	未策定自治体数	内訳
千葉県	22	銚子市 館山市 勝浦市 八千代市 富津市 八街市 南房総市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
東京都	9	台東区 渋谷区 荒川区 葛飾区 昭島市 利島村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村
神奈川県	5	横須賀市 大磯町 二宮町 湯河原町 清川村
新潟県	10	小千谷市 加茂市 見附市 村上市 五泉市 田上町 阿賀町 出雲崎町 湯沢町 刈羽村
富山県	3	舟橋村 立山町 朝日町
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	1	山中湖村
長野県	39	飯田市 小諸市 駒ヶ根市 飯山市 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 御代田町 立科町 青木村 長和町 下諏訪町 南箕輪村 中川村 宮田村 高森町 阿智村 平谷村 下條村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 王滝村 麻績村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 木島平村 野沢温泉村 小川村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	16	一宮市 犬山市 常滑市 江南市 清須市 弥富市 東郷町 大口町 扶桑町 大治町 飛島村 南知多町 美浜町 設楽町 東栄町 豊根村
三重県	12	尾鷲市 熊野市 木曽岬町 菰野町 朝日町 川越町 明和町 大台町 玉城町 大紀町 南伊勢町 紀北町
滋賀県	2	豊郷町 甲良町
京都府	7	宮津市 笠置町 和束町 南山城村 京丹波町 伊根町 与謝野町
大阪府	0	
兵庫県	9	多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町
奈良県	25	大和高田市 天理市 桜井市 五條市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 広陵町 河合町 下市町 黒滝村 野迫川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
和歌山県	10	岩出市 高野町 美浜町 印南町 日高川町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
鳥取県	5	三朝町 北栄町 日南町 日野町 江府町
島根県	1	知夫村

都道府県名	未策定自治体数	内訳
岡山県	12	岡山市 総社市 高梁市 備前市 赤磐市 浅口市 和気町 里庄町 新庄村 鏡野町 勝央町 吉備中央町
広島県	8	呉市 三次市 安芸高田市 熊野町 坂町 北広島町 世羅町 神石高原町
山口県	3	美祢市 山陽小野田市 上関町
高知県	8	鳴門市 小松島市 上勝町 石井町 牟岐町 北島町 藍住町 上板町
香川県	3	直島町 多度津町 まんのう町
愛媛県	10	八幡浜市 西条市 大洲市 東温市 上島町 松前町 砥部町 伊方町 松野町 鬼北町
高知県	0	
福岡県	20	直方市 田川市 筑後市 豊前市 宮若市 嘉麻市 那珂川町 宇美町 篠栗町 志免町 粕屋町 遠賀町 小竹町 鞍手町 桂川町 大刀洗町 大木町 添田町 糸田町 築上町
佐賀県	0	
長崎県	6	時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町 佐々町
熊本県	0	
大分県	1	別府市
宮崎県	2	高鍋町 椎葉村
鹿児島県	27	枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 霧島市 いちき串木野市 奄美市 南九州市 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 錦江町 南大隅町 中種子町 南種子町 屋久島町 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 伊仙町 和泊町 与論町
沖縄県	20	国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 北谷町 中城村 西原町 与那原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 北大東村 伊平屋村 久米島町 多良間村 竹富町 与那国町
合計	530	

# 被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

平成29年度予算(案)：200億円の内数  
(平成28年度予算：220億円の内数)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
  - ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
  - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
  - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
  - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
  - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



## (参考) 被災者支援総合交付金

29年度予算額(案) 200.1億円【復興】  
(28年度予算額 220.3億円)

### 事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

### <主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがち高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

### 事業イメージ・具体例

<b>I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援</b>	
①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート	・コミュニティ形成支援 ・避難者・被災者支援 ・被災者支援コーディネート
<b>II. 被災者の日常的な見守り・相談支援</b>	
②被災者見守り・相談支援事業	
<b>III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営</b>	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
<b>IV. 被災地における健康支援</b>	
④被災地健康支援事業	
<b>V. 子どもに対する支援</b>	
⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	

### 資金の流れ



### 期待される効果

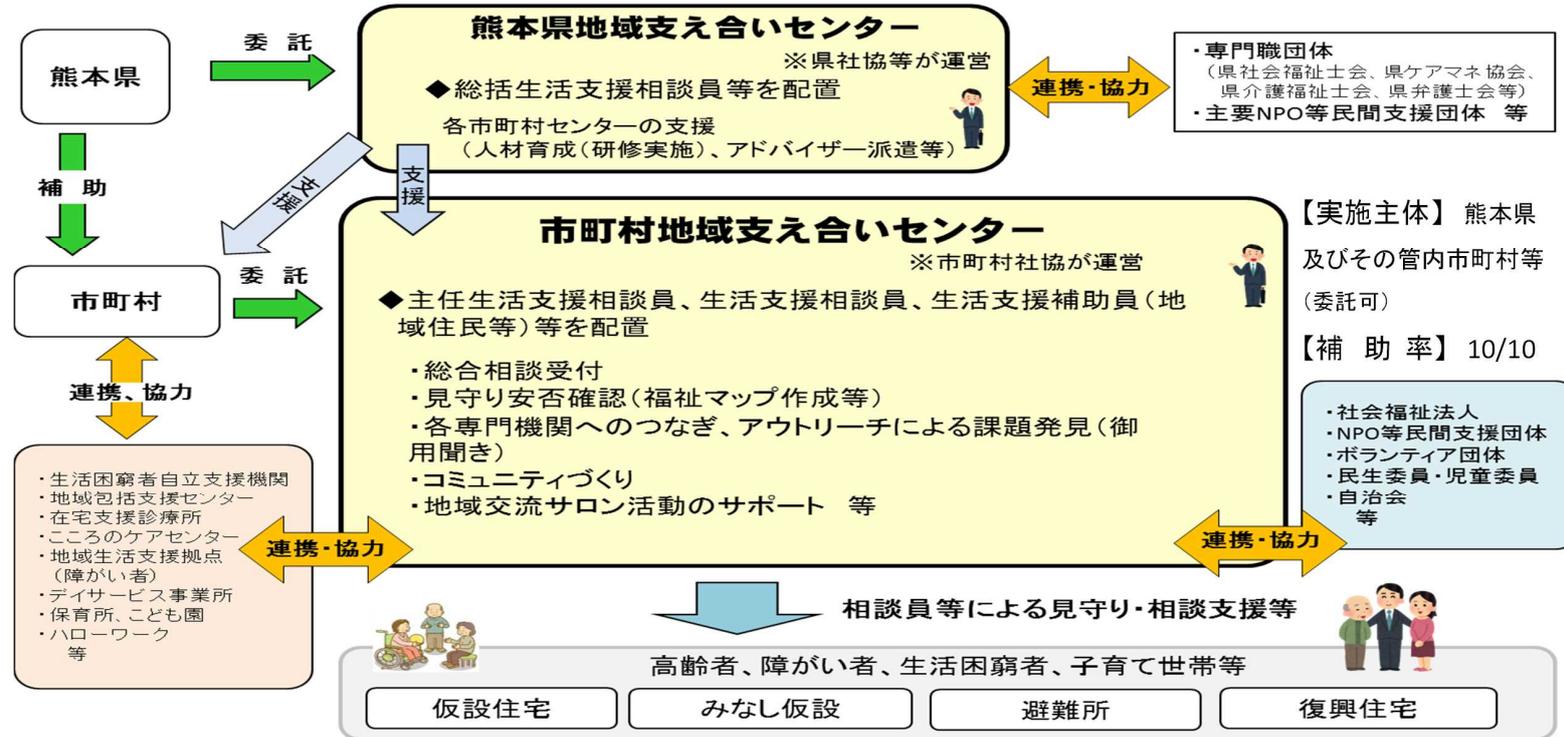
○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

# 熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業について

29年度予算案 7.5億円  
28年度2次補正予算額 4.3億円

平成28年熊本地震による甚大な被害により、被災者の避難生活は長期化することが見込まれるとともに、今後、仮設住宅への転居等、その生活環境も大きく変わることとなる。

については、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会の提供等を行い、被災者に対する総合的な支援体制を構築する。



## 寄り添い型相談支援事業 コール実績（相談内容別）

単位：件

	平成26年度	平成27年度	内訳	
			被災地以外全国	被災地
			生活の悩み全般	8,635,200 (73.4%)
自殺予防の相談	1,643,289 (14.0%)	1,439,236 (12.4%)	1,329,403 (12.0%)	109,833 (20.3%)
性暴力やDVなどの女性の相談	573,819 (4.9%)	568,040 (4.9%)	520,262 (4.7%)	47,778 (8.8%)
外国語による相談	56,130 (0.5%)	50,700 (0.4%)	45,919 (0.4%)	4,781 (0.9%)
セクシャルマイノリティの方のための相談	478,212 (4.1%)	376,358 (3.2%)	360,997 (3.3%)	15,361 (2.8%)
広域避難者支援	38,686 (0.3%)	49,994 (0.4%)	49,994 (0.4%)	—
被災地若年女性支援 ※平成27年度～	—	7,020 (0.1%)	—	7,020 (1.3%)
その他	332,543 (2.8%)	208,300 (1.8%)	183,575 (1.7%)	24,725 (4.6%)
<b>合計</b>	<b>11,757,879</b>	<b>11,607,617</b>	<b>11,066,892</b>	<b>540,725</b>

※その他はエラーコール数である。

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成27年度全国ベースで 252,565件である。

## 平成27年度寄り添い型相談支援事業 コール実績（都道府県別）

単位：件

	総呼数		総呼数
北海道	583,482	大阪府	728,556
青森県	109,382	京都府	316,636
秋田県	117,751	滋賀県	113,681
岩手県	57,161	奈良県	94,755
宮城県	348,712	和歌山県	35,046
山形県	248,749	兵庫県	313,479
福島県	131,544	岡山県	137,962
新潟県	268,850	広島県	358,581
長野県	128,073	島根県	101,934
群馬県	189,925	鳥取県	16,612
栃木県	372,894	山口県	83,860
茨城県	402,959	香川県	96,765
東京都	1,322,573	徳島県	48,031
神奈川県	582,201	高知県	39,929
千葉県	620,370	愛媛県	91,213
埼玉県	532,722	福岡県	359,498
山梨県	31,935	佐賀県	47,562
愛知県	726,569	長崎県	255,637
静岡県	344,548	熊本県	112,967
岐阜県	106,216	大分県	158,843
三重県	262,008	宮崎県	131,629
富山県	151,892	鹿児島県	124,931
石川県	61,638	沖縄県	82,541
福井県	44,350	その他	10,465
		<b>合計</b>	<b>11,607,617</b>

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成27年度全国ベースで 252,565件である。

平成29年度地方改善施設整備費補助金 建築基準単価 (案)

旧 基 準							新 基 準 (案)			
建築基準単価							建築基準単価(案)			
区 分	構 造	単 位	A地域 青森県、岩手県、福島県、 東京都、富山県、山梨県、 長野県、沖縄県	B地域 北海道、宮城県、秋田県、 山形県、茨城県、神奈川県、 新潟県、石川県、岐阜 県、静岡県、三重県、京都 府、大阪府、奈良県、鳥取 県、広島県、熊本県、鹿児 島県	C地域 栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、和歌山 県、島根県、岡山県、山口 県、香川県、高知県、佐賀 県、長崎県、宮崎県	D地域 徳島県、愛媛県、福岡 県、大分県	区 分	構 造	単 位	建築基準単価
大型共同作業場	木 造	m <sup>2</sup>	90,400 円	86,100 円	81,700 円	77,400 円	大型共同作業場	木 造	m <sup>2</sup>	<u>90,400 円</u>
	鉄 骨 ス レ ー ト	m <sup>2</sup>	88,000 円	83,900 円	79,700 円	75,500 円	大型共同作業場	鉄 骨 ス レ ー ト	m <sup>2</sup>	<u>88,000 円</u>
	ブ ロ ッ ク	m <sup>2</sup>	90,600 円	86,300 円	81,900 円	77,600 円	大型共同作業場	ブ ロ ッ ク	m <sup>2</sup>	<u>90,600 円</u>
	初度設備相当加算			11,000,000 円				初度設備相当加算		
共同作業場	木 造	m <sup>2</sup>	90,400 円	86,100 円	81,700 円	77,400 円	共同作業場	木 造	m <sup>2</sup>	<u>90,400 円</u>
	鉄 骨 ス レ ー ト	m <sup>2</sup>	88,000 円	83,900 円	79,700 円	75,500 円		鉄 骨 ス レ ー ト	m <sup>2</sup>	<u>88,000 円</u>
	ブ ロ ッ ク	m <sup>2</sup>	90,600 円	86,300 円	81,900 円	77,600 円		ブ ロ ッ ク	m <sup>2</sup>	<u>90,600 円</u>
	初度設備相当加算			717,000 円				初度設備相当加算		

平成29年度地方改善施設整備費補助金 建築基準単価 (案)

旧 基 準					新 基 準 (案)				
隣保館等施設整備費補助金の1施設当たりの直接補助基準単価					隣保館等施設整備費補助金の1施設当たりの直接補助基準単価(案) (単位:円)				
		A地域	B地域	C地域			直接補助基準単価		
		青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県					
隣保館	本体(132㎡以上661㎡以内)	都市部	136,500,000	130,000,000	123,500,000	117,000,000	136,500,000		
		標準	130,000,000	123,900,000	117,700,000	111,500,000	130,000,000		
	初度設備相当加算		2,270,000					2,270,000	
	隣保館デイサービス事業のための訓練室等を整備する場合の加算額(146㎡以内)	都市部	30,400,000	29,000,000	27,500,000	26,100,000	30,400,000		
		標準	29,000,000	27,700,000	26,300,000	24,900,000	29,000,000		
	初度設備相当加算		2,620,000					2,620,000	
隣保館デイサービス事業のうち給食部門を整備する場合の加算額(135㎡以内)	都市部	28,100,000	26,800,000	25,400,000	24,100,000	28,100,000			
	標準	26,800,000	25,600,000	24,300,000	23,000,000	26,800,000			
初度設備相当加算		1,090,000					1,090,000		
ホームレス自立支援センター	通常型	本体(132㎡以上661㎡以内)	都市部	136,500,000	130,000,000	123,500,000	117,000,000	136,500,000	
			標準	130,000,000	123,900,000	117,700,000	111,500,000	130,000,000	
		初度設備相当加算		2,270,000					2,270,000
		居住部門 ※定員1人当たり	都市部	738,000	703,000	667,000	632,000	738,000	
			標準	703,000	670,000	636,000	603,000	703,000	
		初度設備相当加算		67,000					67,000
	小規模型	本体(441㎡以内)	都市部	90,800,000	86,500,000	82,100,000	77,800,000	90,800,000	
			標準	86,500,000	82,400,000	78,200,000	74,100,000	86,500,000	
		初度設備相当加算		2,040,000					2,040,000
		居住部門 ※定員1人当たり	都市部	738,000	703,000	667,000	632,000	738,000	
			標準	703,000	670,000	636,000	603,000	703,000	
		初度設備相当加算		67,000					67,000
生活館 132㎡以上661㎡以内	都市部		136,500,000	130,000,000	123,500,000	117,000,000	136,500,000		
	標準		130,000,000	123,900,000	117,700,000	111,500,000	130,000,000		
	初度設備相当加算(本体)		2,270,000					2,270,000	
	(地域福祉事業のための訓練室等の整備加算)		2,620,000					2,620,000	
(地域福祉事業のうち給食部門の整備加算)		1,090,000					1,090,000		
(注)1 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。 2 上段書きは、「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成18年10月10日社援発第1010002号)」の別紙6により、都市部特例割増加算後の単価であること。 3 本体を増築する場合は、以下の単価を適用すること。 $\frac{\text{増築面積}}{661\text{㎡}} \times \text{国庫補助基準単価} = \text{本体を増築する場合の単価(10万円未満切り捨て)}$ 4 改築に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。									
(注)1 上段書きは、「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成18年10月10日社援発第1010002号)」の別紙6により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 本体を増築する場合は、以下の単価を適用すること。 $\frac{\text{増築面積}}{661\text{㎡}} \times \text{国庫補助基準単価} = \text{本体を増築する場合の単価(10万円未満切り捨て)}$ 3 改築に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。									

平成29年度地方改善施設整備費補助金 建築基準単価 (案)

旧 基 準					新 基 準 (案)					
隣保館等施設整備費補助金の1施設当たりの間接補助基準単価 (単位:円)					隣保館等施設整備費補助金の1施設当たりの間接補助基準単価(案) (単位:円)					
		A地域	B地域	C地域	D地域			間接補助基準単価		
隣保館		青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県					
隣保館	本体(132㎡以上661㎡以内)	都市部	102,300,000	97,500,000	92,600,000	87,700,000	都市部	102,300,000		
		標準	97,500,000	92,900,000	88,200,000	83,600,000	標準	97,500,000		
	初度設備相当加算		1,700,000				初度設備相当加算		1,700,000	
	隣保館デイサービス事業のための訓練室等を整備する場合の加算額(146㎡以内)	都市部	22,700,000	21,700,000	20,600,000	19,500,000	都市部	22,700,000		
		標準	21,700,000	20,700,000	19,600,000	18,600,000	標準	21,700,000		
	初度設備相当加算		1,960,000				初度設備相当加算		1,960,000	
	隣保館デイサービス事業のうち給食部門を整備する場合の加算額(135㎡以内)	都市部	21,100,000	20,100,000	19,000,000	18,000,000	都市部	21,100,000		
		標準	20,100,000	19,200,000	18,200,000	17,200,000	標準	20,100,000		
	初度設備相当加算		817,000				初度設備相当加算		817,000	
	ホームレス自立支援センター	通常型	本体(132㎡以上661㎡以内)	都市部	102,300,000	97,500,000	92,600,000	87,700,000	都市部	102,300,000
標準				97,500,000	92,900,000	88,200,000	83,600,000	標準	97,500,000	
初度設備相当加算			1,700,000				初度設備相当加算		1,700,000	
居住部門 ※定員1人当たり			都市部	553,000	527,000	500,000	474,000	都市部	553,000	
		標準	527,000	502,000	476,000	451,000	標準	527,000		
初度設備相当加算		50,000				初度設備相当加算		50,000		
小規模型		本体(441㎡以内)	都市部	68,000,000	64,800,000	61,500,000	58,300,000	都市部	68,000,000	
			標準	64,800,000	61,800,000	58,700,000	55,600,000	標準	64,800,000	
		初度設備相当加算		1,530,000				初度設備相当加算		1,530,000
		居住部門 ※定員1人当たり	都市部	553,000	527,000	500,000	474,000	都市部	553,000	
標準	527,000		502,000	476,000	451,000	標準	527,000			
初度設備相当加算		50,000				初度設備相当加算		50,000		
生活館 132㎡以上661㎡以内	都市部	標準	102,300,000	97,500,000	92,600,000	87,700,000	都市部	102,300,000		
		標準	97,500,000	92,900,000	88,200,000	83,600,000	標準	97,500,000		
	初度設備相当加算(本体)		1,700,000				初度設備相当加算(本体)		1,700,000	
	(地域福祉事業のための訓練室等の整備加算)		1,960,000				(地域福祉事業のための訓練室等の整備加算)		1,960,000	
(地域福祉事業のうち給食部門の整備加算)		817,000				(地域福祉事業のうち給食部門の整備加算)		817,000		

(注)1 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。  
 2 上段書きは、「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成18年10月10日社援発第1010002号)」の別紙6により、都市部特別割増加算後の単価であること。  
 3 本体を増築する場合は、以下の単価を適用すること。  

$$\frac{\text{増築面積}}{661\text{㎡}} \times \text{国庫補助基準単価} = \text{本体を増築する場合の単価(10万円未満切り捨て)}$$
  
 4 改築に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

(注)1 上段書きは、「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成18年10月10日社援発第1010002号)」の別紙6により、都市部特別割増加算後の単価であること。  
 2 本体を増築する場合は、以下の単価を適用すること。  

$$\frac{\text{増築面積}}{661\text{㎡}} \times \text{国庫補助基準単価} = \text{本体を増築する場合の単価(10万円未満切り捨て)}$$
  
 3 改築に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。